

平成27年 2月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年 2月19日〔木曜日〕 9時30分 開会

2. 開催場所 市役所3階議会棟 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
〃	2 番	橋口 好文
〃	3 番	瀬川 寅夫
〃	5 番	石寺 政和
〃	6 番	岩本 延男
〃	7 番	浦口 幸夫
〃	9 番	日高 仙三
〃	10 番	中村 正幸
〃	11 番	河本アツミ
〃	12 番	南 重徳
〃	13 番	古田 洋美
〃	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願いについて
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について
議案第6号 委員辞職の同意を求める件について

○事務局

おはようございます。定例会に先立ち会長にごあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いします。

○会長

おはようございます。早2月半ばですが、まだまだ寒い日が続いております。一方、きび収穫も最盛期を迎えておりますが、反収増加も期待できず、きび農家には大変厳しい年となっております。

また、そろそろ田植えの準備も始まり、皆様には息つく暇もありませんが、頑張って頂きたいと思います。国政では、農協改革が一応合意し、一方では農業委員会改革も大詰めを迎えているようです。残年ながら公選が廃止され、市長が任命する制度となり、現在の任期の満了と同時に新制度に移行されるような状況です。

(今後の情勢を注視していきたいと思います。

○議長

それでは、2月の定例総会を開催します。

はじめに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をします。

議事録署名委員には、7番浦口委員と8番笠山委員を指名します。以上で、日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をおねがいします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページです。今月は所有権移転4件、賃借権設定4件、合計8件の申請がありました。

1番です。榕城上之原地区です。台帳現況地目が畠の1筆で、面積2, 633平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

2番です。榕城上之原地区です。台帳現況地目が畠の1筆で、面積1, 110平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

3番です。榕城上之原地区です。台帳現況地目が畠の1筆で、面積2, 427平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

1番から3番の借人は同じ農家であり、許可後の経営面積が6, 646平米となり、下限面積の50アールを超えます。2ページをお開き下さい。

4番です。下西池野地区です。台帳現況地目が畠の10筆で、合計面積11, 403平米を賃貸借により6年間借り受けるものです。3ページをお開きください。

5番です。現和浅川地区です。台帳現況地目が畠の1筆で、面積996平米を交換に

より所有権移転するものです。

6番です。現和武部地区です。台帳現況地目が畠の1筆で、面積1, 103平米を交換により所有権移転するものです。

5番と6番は相互に交換するものです。6番の譲渡人は経営移譲年金を受給しておりますが、農地の交換の場合は、交換後1年以内に後継者に農地を処分、つまり名義変更または貸借契約を結べば受給額に影響はありません。

7番です。現和武部地区です。台帳現況地目が畠の3筆で、合計面積5, 600平米を売買により所有権移転するものです。4ページをお開き下さい。

8番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目が畠の2筆で、合計面積5, 546平米を贈与により所有権移転するものです。

以上、本件1番から8番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。引き続き担当委員の説明をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。番号1から3番について説明をいたしますが、その前に訂正が1カ所あります。番号3の貸借期間ですけど、5年という事務局の報告がありましたが、これは1年です。1年に訂正してください。それでは説明します。

1番から3番の借人は同じ方でございます。3番については、3年前に売買のあっせんがきていたのですけど、なかなか売買が成立しなく、その時から今の借人が委員会を通さず作っていた農地でございます。

また、2番についても一昨年の11月頃だったですか、借手を見つけ欲しいというあっせんが上がってきました。ここも今回3条で申請しております。

1番については、何年も前からやみ小作で借り受け作っていたということで、申請してきました。借人は476平米しか自作地がないため、2番を借りるに当たって、1番と3番も農業委員会を通じて借るよう指導し、申請がなされています。全ての農地の貸人にも確認しましたが、間違いはございませんでした。以上で報告を終わります。

○5番委員

はい、5番です。番号4について説明いたします。13日、現地調査を実施しました。

借人は今年株式会社を設立いたしました。さとうきびの精脱をおこなう株式会社西之表精脱となり、借地料は会社のほうで支払うこととさせていただきます。

貸人のところには、社長と訪問し承諾を得ています。

字西行座野は5筆となっていますが、現況は1枚の1519平米、全体で11403平米です。ほか、申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○7番委員

7番です。番号5、6について報告をいたします。

5番、6番とも浅川地区内の畑で、譲渡人、譲受人とも畑が隣同士ということで、交換をしたいとの申請です。

次に、番号7につきまして報告いたします。3筆とも武部地区内の畑で、売買ということです。一番上の小川谷の畑は、ほ場整備はしておりませんが、後の2筆は整備済みです。ただし、先々後継者もいないということで、畑かん設備はしなかったようです。

2月13日に譲渡人と畑を確認いたしました。以上です。

○10番委員

10番です。番号8について説明をいたします。譲渡人の方は、埼玉に在住で家も建ててしているので、種子島には帰ってこないようです。そのため、母に譲るということです。

お母さんは高齢なのですが、現在さとうきびとさつまいもを作っています。訪問した日もさとうきびのトッピ落としをしており、非常に元気なお母さんでした。体の動くかぎり農業をするということで、息子の畑も自分に変更して頑張るということでした。

機械もトラクターなど所有していますが、高齢ですので、農業公社や個人に頼んでやっているということでした。申請どおり間違いないことを確認いたしました。以上です。

○議長

ただいま、議案第1号について、事務局並びに担当委員から説明がございました。

質疑のある方は、举手でお願いします。

○議長

ないようですので、採決します。議案第1号の1番から8番について、原案どおり許可することに賛成の方は、举手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から8番については、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続いて、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は5ページです。今月は一般住宅1件の申請がありました。

申請地は榕城上之原地区の土地で、台帳現況地目とも畑、面積499平米あります。申請理由としては、退職を機に移住するため、申請地に自己用住宅を建築したいとのことであります。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、住宅が連たんしている区域に近接しており、農地規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。

周辺は市道と畑があり、残高証明書、融資証明書も提出されております。また、被害に関する誓約書も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。

○議長

これについては、昨日現地調査が行われております。なお、当初の調査委員は、小倉委員と河本委員の予定でしたが、事情により小倉委員に替わり橋口委員が現地調査委員となりました。それでは、調査委員長の報告をお願いします。

○11番委員（調査委員長）

昨日、私と2番委員、事務局、各担当委員で現地調査を実施しましたので、報告をします。場所は、上之原町で火葬場前の三文字から安納線に抜ける途中でした。

申請人は福岡在住のため、昨日は妹さんが立ち会いました。申請地は、親から相続した農地で、数年荒らしている状況でした。申請書も確認しましたが、融資証明等揃っており、さらに、周辺は住宅街で、道路沿いには側溝も整備され、排水等による周辺への悪影響も無いと判断しました。従って、転用はやむを得ないという皆さんのお意見でした。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。昨日は、調査件数が多かったようです。大変ご苦労様でした。次に担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

私も調査委員として現地調査を行いました。委員長の報告どおりで、特に異議はありません。以上です。

○議長

はいありがとうございました。それでは、ただ今の議案第2号について、質疑のある方は、ございませんか。

○議長

無いようですので、採決します。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」の1番について、許可する方に賛成の方は举手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」の1番については、許可する事に決定します。

○議長

次は、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は6ページです。今月は一般住宅2件、砂利採取1件の申請がありました。

1番です。榕城上之原地区の土地で、台帳現況地目とも畑、面積211平米であります。申請理由としては、現在借家住まいでの手狭であるため、申請地を取得し自己用住宅を建築したいとのことであります。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、住宅が連たんしている区域に近接しており、農地規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。

周辺は市道と宅地であり、残高証明書・融資証明書も提出されています。また、被害に関する誓約書も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。

2番です。上西横山地区の土地で、台帳現況地目とも畑、面積207平米あります。

申請理由としましては、自宅建替え計画がありますが、河川工事で敷地が狭くなるため隣接する申請地を取得し自己用住宅を建築したいとのことであります。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、住宅が連たんしている区域に近接しており、農地規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。

周辺は北に市道、西に山林、東と南に宅地があり、残高証明書・融資証明書も提出されています。また、被害に関する誓約書も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。

3番です。下西下石寺地区の土地で、台帳地目原野、現況地目畑、面積297平米であります。申請理由としましては、借人は土木業と砂利採取業を営み、申請地に隣接する土地で砂利採取を行っておりますが、申請地にも砂利が埋蔵しているので、申請地を借り受け、砂利を採取したいとのことです。

砂利採取については1年ごとの許可となり、申請地は昨年からの更新で1年間の一時転用の使用貸借となっております。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、農地規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。周辺は道路と山林で、被害に関する誓約書も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。

委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。それでは続きまして、調査委員長の報告をお願いします。

○11番委員（調査委員長）

農地法第5条の調査報告をします。なお、全ての申請について、融資証明等の申請書は全て揃っておりました。

まず1番です。ここは、司法書士、本人立ち会いで調査しました。場所は、上之原から桃園に行く途中の団地内にある農地でした。かなり以前から農地として利用していなかったようで、荒れしており、住宅に囲まれているため、今後農地として利用する事は、厳しい状況でした。このような状況でしたので、転用はやむを得ないという皆さんのお見でした。

次に2番です。ここも、行政書士、本人が立ち会いました。場所は横山集落の園田商店の前です。現在本人の住宅が建っており、申請地はその住宅のうしろの家庭菜園でし

た。河川改修で、住宅を取り壊しますが、買収後の残地では敷地が狭くなるため、申請地を含めて新しく住宅を建設するということでした。農地として、今後の利用は困難で有り、周辺も住宅街でしたので転用はやむを得ないと判断しました。

3番です。場所は焼却場の近くです。ここは、砂利採取のため借受をして毎年採取しているようです。事務局からの説明のように1年ごとの更新が必要ですので、今回の申請になったようです。採取による周辺への影響もないと考えますので、許可しても良いのではないかという皆さんの意見でした。

なお、砂利採取とありますが、実際は砂の採取で、砂を含めて砂利というそうです。

以上で、報告を終わります。

○議長

ありがとうございました。続いて、担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

番号1について、補足説明をいたします。現地は、台帳、現況畑ですけど、このスライドを見てわかるように住宅街でした。この地帯は表土が薄くて、農作物の生育には適さない農地だということで、調査委員長の報告の通り間違いありません。以上です。

○議長

2番は私の担当ということで、調査委員の方と合流をして、一緒に見ました。

今湊川で改修工事をおこなっていますが、川幅が広くなりまして、この宅地の方に寄ってくるようです。そこで、古くなった住宅を解体して、新しく建て替えたいが、今の敷地では狭いということで、隣接地を含めて建築したいということです。

申請どおり間違いありませんでした。

○5番委員

5番です。3番については毎年の更新ということで問題はないと思います。

ただ、地目は原野ですけど、現況は畑となっておりますので、形状変更届を出した方がいいかなと思いますが、事務局いかがですか。

○事務局

砂利採取は、砂利採取法の規定によって毎年砂利採取計画を出さないといけないので、現況が農地だったということで、農地法の規制にかかるくるということです。

今現在は既に畑としては利用できないと考えます。

○5番委員

今後取った場所を埋め立てて、農地にするということですが。昨日2番委員とも話したのですけど、形状変更届を出したほうが良いのではないかということでした。

○2番委員

この変更届けは、おおむね1メートル掘るとか埋めるとかに出す基準ですが、スライドをみても大幅に掘削するようになっていますので、提出した方が良いのではないかと思います。

○事務局

はい。形状変更届けは今の農地の形状を変更して別の農地にするときに届け出でていただいています。今回の場合は、砂利採取計画の更新ということで、これには当てはまらないと考えていますが、再度事務局で検討します。

○議長

はい。その他議案第3号について、質疑のある方は、ございませんか。

○14番委員

今の場所は、スライドで白く見えるところが砂地で後は岩盤みたいなのですが、ここ自体は実際平らにして、将来畑に戻る状況ですか。

○5番委員

そこは岩盤ではなく土です。

○事務局

今まで採取した場所も全て畑に復元していますので出来ると思います。

○議長

他に無いようですので採決します。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の1番、2番、3番について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の1番、2番、3番については、許可する事に決定します。

○議長

続きまして、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は7ページから9ページです。なお、6番については、申請人から取り下げの申し出がありましたので、削除をお願いします。それでは説明をします。

1番から5番は全て同じ場所で、関連がありますので一括して説明します。

場所は榕城上之原地区です。台帳地目は畑ですが、平成16年頃から耕作せず、現在山林・原野となっています。交付基準1の（ウ）に該当します。

6番です。住吉能野里地区です。台帳地目は畑ですが、昭和48年以前から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1の（ウ）に該当します。

7番です。現和浅川・武部地区です。台帳地目は田・畑ですが、昭和55年以前から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1の（ウ）に該当します。

8番です。現和浅川・武部地区です。台帳地目は畑ですが、昭和55年以前から耕作せず、現在公衆用道路・山林となっています。交付基準1の（イ）及び（ウ）に該当します。

9番です。現和武部地区です。台帳地目は田ですが、平成16年頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1の（ウ）に該当します。以上で説明を終わります。

○議長

続いて、調査委員長の報告を願います。

○11番委員（調査委員長）

非農地証明の調査報告をします。

1番、2番は種子高近くの隣り合った場所でした。1番は、調書には平成16年頃から耕作せずとありますが、それ以上年数が経っているような杉山で、完全な山林でした。2番も同じく山林で、地形的には、法面であったようです。3番、4番、5番は、上之原から桃園に向かう途中の田地内で、先程の5条申請の隣でした。ここは、ススキやグミの木がおおっておりましたが、住宅に囲まれており、表土も全くなく農地として復元する事はできない状況でした。したがって、非農地と判断しました。

次は7番です。1段目と2段目は浅川集落近くの土地で、道路がなく30年ほど耕作していないため、完全な山林となっておりました。3段目は上浅川のほ場整備の端の方の畑の法面で、山林となっておりました。この3筆とも完全な非農地でした。

8番です。1段目は風本神社近くの県道です。現況、公衆用道路とあるように全くの道路でした。道路建設時に名義変更できなかつたため、このようになっていますが、少なくとも地目変更は、事業主体が行うべきではなかつたかと思います。2段目は、安城近くのほ場整備端の土地でした。ほとんどが、畑の法面で竹山となっておりました。ここも完全な非農地でした。

9番です。下武部の河川近くの土地でした。平成13年災害で水路や道路が被害を受け、そのまま不耕作になつたようで、すでに山林となっております。

全ての申請地とも非農地と判断して良いと考えます。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。それでは、担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。番号1番から5番について、報告します。私も調査委員で、調査しましたが、委員長の報告のとおりです。

○7番委員

7番です。番号7につきまして、少し補足説明をします。田、畑は浅川の下之橋の近くで、以前赤判定をしていた場所です。山林になっております。

番号8の上浅川は、風本神社を過ぎた風本橋から10メートル程度行った県道の歩道部分です。道路が拡張された時歩道部で買収されたようです。

先程調査委員長も言われましたが、その時しっかり替えていれば良かったと思います。

次の字アラン野は、浅川南側のほ場整備地区の端です。多分畑の土手の部分だと思います。山林となっております。

次に番号9についてです。この場所は、下武部の製鉄所跡のところを入っていったところです。全て竹山となっております。以上です。

○議長

ただいま、事務局、調査委員長並びに担当委員の説明がありました。6番については、取り下げということですので、それ以外について、質疑のある方はございませんか。

○2番委員

はい、番号8についてです。地目は公衆用道路で、改良の時に名義を変えていないのです。これが、昨日の調査で発覚いたしました。当委員会としては、道路管理者に替えるよう指示を出すべきじゃないでしょうか。また本人も、そうしてほしいという要望がありました。

○議長

はい、わかりました事務局のお願いします。

○事務局

おっしゃるとおり、全くの公衆用道路でした。なお、課税については、免除になっております。会長名で道路管理者に今後改善するようお願いします。

○議長

他に質疑は無いようですので採決します。議案第4号「非農地証明願い」の6番を除いた、1番から9番について、非農地として承認する方に賛成の方は、挙手をおねがいします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第4号「非農地証明願い」の6番を除いた、1番から9番については、非農地として承認することとします。

○議長

次は、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。まず利用権の設定です。今月は4件の申請でした。1-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成27年3月1日から平成30年2月28日の3年間、地目畠、面積4,773平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成27年3月1日から平成32年2月29日の5年間、地目畠、面積4,625平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成27年7月1日から平成32年6月30日の5年間、地目畠、面積2,570平米、内更新分2,570平米、利用権の設定をする者1人、受ける者

1人です。

4段目です。期間が平成27年7月1日から平成37年6月30日の5年間、地目畠、面積2,906平米、内更新分2,906平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。内訳については1-2ページを、詳細については1-3ページから1-7ページをご覧ください。

続きまして、所有権の移転です。2-1ページをお開き下さい。今月は1件の申請がありました。

平成27年2月26日に所有権を移転するものです。田が2筆の2,923平米、畠が1筆の226平米を贈与で所有権移転するものです。所有権を移転する者1人、受け取る者1人です。内訳については2-2ページを、詳細については2-3ページから2-5ページをご覧ください。

(以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

ただ今、事務局より議案第5号について説明がありました。始めに、「利用権の設定」について、審議をおこないます。なお、3番の利用権を受ける者が、10番委員となっております。農業委員会法第24条の議事参与の制限に該当しますので、議案を2分割して審議します。まず始めに、1, 2, 4番の審議をしますので、各担当委員は、報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。整理番号1について報告いたします。事務局の説明のとおりでございます。現地には球根を植え付けておりました。間違いございません。以上です。

○5番委員

(はい、5番です。2番について説明します。13日、借人と現地調査を行いました。

借人は、園芸作物を栽培する認定農家でございます。

なお、字岩迫につきましては、貸人が一部野菜を作りたいということで、200平米ぐらい空けて欲しいとのお願いがあつたそうです。3年更新でございます。以上です

○8番委員

8番です。4番について説明します。この土地は、以前から借りて耕作していた農地で、更新の申請です。貸人は、鹿児島市在住の不在地主のことです。借人は、先程説明があつたように精脱も始めている大規模農家であります。何の問題もありません。

ただ一つこの数字的には、面積は2470となっておりますが、実際耕作してみて、とてもこれだけは無いということで、双方が話し合われて、ちょっと変更になっております。1月12日に電話にて、確認をいたしました。問題ありません。

○議長

はい、ありがとうございました。これについて、質疑のある方挙手でお願いします。

○議長

無いようですので、採決をします。「利用権の設定」1番、2番、4番について、原案通り承認する方の挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、「利用権の設定」1番、2番、4番については、承認し、意見を市長に送付します。次に、3番について審議します。審議の間10番委員は退室をお願いします。

○議長

それでは担当委員の報告をお願いします。

○7番委員

7番です。番号3について報告いたします。場所は、現和の屋仁吾で、以前現和地区の共進会場があった近くの畑です。貸人、借人同じ西俣の方です。整備はしておりませんが、自分たちで機械を入れて、広い畑となっております。4筆ですが、実際は2枚の畑になっており、現在さとうきびを作っております。以上です。

○議長

これについて、質疑のある方は、挙手をお願いします。

○議長

無いようですので、採決をします。「利用権の設定」3番について、原案通り承認する方の挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、利用権の設定3番については、承認し意見を市長に送付いたします。ここで、10番委員の入室を許可します。

引き続き所有権の移転について、審議します。担当委員の報告をお願いします。

○9番委員

所有権移転の番号1について、説明をしたいと思います。所有権を移転する方は島外在住ということでございまして、電話で確認をしております。

移転を受ける者は、専業農家であり、安納いもやバレイショ等を栽培している農家で、家族経営であります。昨日、現地調査いたしました。

ほぼ申請どおり間違いないわけですが、この現況地目畠の226平米に関しましては、現地調査した結果、現在原野となっておりまして、本人に聞いたところを水田の方に行くための駐車場となっており、農地として使われていないということでございました。

調査票どおりいきますと、耕作目的ではないということでありまして、水田の2筆に關しては、申請どおり承認して良いと思いますが、その筆に関しましては、非農地証明なりを申請した方が、いいのではないかなと思います。

従って、今回の申請からはこの筆を外していただいて、残りの水田だけを認めていた
だいきたいと思うところです。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。事務局の方は、今の調査説明に関して意見はありますか。

○事務局

ここは、耕作のための道路になっているということですか。

○9番委員

駐車場に利用しており、原野になっております。

○事務局

それでは、この1筆は削除を行って、残りの2筆のみを審議してください。この1筆
については、来月以降非農地証明という形で対応させていただきたいと思います。

○議長

はい。それでは質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

異議なしの声がありましたので採決をいたします。所有権移転の1番について、原案
どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、農用地利用集積計画の所有権
の移転、1番については承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、議案第6号「議員辞職の同意を求める件について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案第6号について説明いたします。市議会推薦の小倉委員より、2月17日
付けて「辞職願い」が提出をされております。

辞職の理由としましては、市議会では2年ごとに、各委員会の構成を変更しております。
それに伴い、市議会推薦の各委員、広域消防組合や広域事務組合の議員も同時に一
応辞職することとなっているため、辞職願が提出されております。

委員辞職につきましては、農業委員会法第16条で、正当な事由がある場合は、委員
会の同意を得て辞職できるという規定になっていますので、今回提案をしております。

農業委員の就任につきましては、公法により就任していますので、個人の都合では辞
職はできないということです。後任の農業委員の選任につきましては、明日の市議会本
会議で、推薦をされるようになっております。以上です。

○議長

ただいま事務局の方から説明がありましたように、議会構成の関係で、小倉委員が一

応辞職ということです。小倉委員の方から補足があればお願ひします。

○1番委員

誠に御迷惑をおかけいたします。慣例によりまして、議長、副議長以下、常任委員会、監査委員を含めて全員が辞職し、明日の本会議で選出をしていくことになっておりますので、今回17日付で、農業委員を辞職させていただきたいと思います。

また20日には、新しい市議会選出の農業委員が選ばれる訳ですが、議員の皆さんとの同意が得られれば、引き続き頑張って行きたいという思いを持っておりますが、明日にならないと正式には決定されませんので、何とぞご同意をよろしくお願ひいたします。

○議長

事務局並びに本人の方から説明があったとおりでございます。これに対して何か意見が、ございませんか。

○議長

異議なしの声ですので、採決をいたします。

議案第6号委員辞職について、同意する方は举手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第6号委員辞職については、同意することといたします。

以上をもちまして本日の審議は終了いたしました。

平成27年2月19日

会長 腹田 峰生 

7番委員 神代幸大 

8番委員 日笠山 隆 